

当チェックリストは作成中です。内容が変更する場合があります。

2023年10月

学術情報リポジトリ 登録チェックリスト（権利・内容関連） ～博士論文の執筆前に～

図書館・情報メディアセンター

国士舘大学学術情報リポジトリへの登録（インターネット公表）に際し、権利・内容関連に関するチェック項目を全て確認してください。

【許諾書が必要か】

はい	いいえ	チェック項目
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	個人情報または個人のプライバシーに関わる内容が書いてある 例：信条・能力・身体的特徴・病歴等
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	共著者・共同研究者等がいる（共著を改訂して自著として提出する場合も含む）
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	「引用」の範囲を超えた「転載」にあたる記述がある



> 「はい」にチェックがついた方へ

【1】関係者に「インターネット公表する」ことの許諾を書面で得てください。

【2】許諾書（コピー）を大学院課に提出してください。

※許諾が得られない場合⇒後述「◎本文のインターネット公表ができない場合」を参照

【投稿規定や契約書の確認が必要か】

はい	いいえ	チェック項目
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	博士論文をすでに雑誌等へ掲載済みである。もしくは掲載予定がある
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	博士論文をすでに書籍として出版済みである。もしくは出版予定がある
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	当該研究遂行のため学内外の機関・会社・個人と契約した



> 「はい」にチェックがついた方へ

【1】投稿規定または出版契約書や契約書を見て、インターネット公表が可能か確認してください。

（多重投稿が禁止されている学術ジャーナルであったり、複製権を出版社が保持していたりする場合にはインターネット公表はできません。）

投稿規定や契約書等がない場合、内容が不明な場合には、学会や出版社、契約先に連絡し、「インターネット公表」が可能であるか確認し、許諾を書面で得てください。

※出版社・掲載誌が決まっていない場合⇒後述「◎本文のインターネット公表ができない場合」を参照

【2】投稿規定・契約書・許諾書等（コピー）を大学院課に提出してください

※許諾が得られない場合⇒後述「◎本文のインターネット公表ができない場合」を参照

【執筆者自身の権利取得に影響があるか】

はい	いいえ	チェック項目
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	博士論文の内容が、特許・実用新案等の出願に関わっていて、インターネット公表した場合、これらの権利取得に影響がある

> 「はい」にチェックがついた方へ

⇒後述「◎本文のインターネット公表ができない場合」を参照

◎本文のインターネット公表ができない場合

以下の場合、本文のインターネット公表はできません。

「本文」に替わり「要約」を登録しインターネット公表します。

<インターネット公表ができない場合>

- ・許諾が得られない場合（許諾を得る予定があるが、1年以内に許諾が得られない場合も含む）
- ・出版または雑誌へ掲載予定だが、出版社・掲載誌が決まっていない場合
- ・執筆者の権利取得に影響がある場合

>該当する方へ

【1】「要約」を作成してください。

【2】「本文」（出版済みの場合は冊子）・「内容の要旨」に加えて「要約」と「国士舘大学学術リポジトリ本文非登録申請書」を大学院課に提出してください。

※学術情報リポジトリには、「論文の内容の要旨」「審査結果の要旨」「本文の要約」を登録します。

※国立国会図書館には本文を送付します。本文PDFもしくは冊子を大学院課から送付します。

※論文閲覧の請求があった場合は、国立国会図書館内もしくは大学内での公開が義務付けられています。

ご承知おきください。

※要約は本文に替わって一時的に公開するものです。権利関係が解消された等でインターネット公表が可能になった場合、大学院課にご連絡ください。本文をインターネット公表します。

【ご注意ください】

許諾について

このチェックリストで「許諾が必要」とある場合は、インターネット公表の許諾を指しています。雑誌や本への掲載等の権利関係とは別になります。

過去に発表した自著の論文について

過去に発表（雑誌等への掲載・書籍出版等）した自著の論文の研究内容や研究成果を、新たなアイデアとして原典の引用なしに再発表することは、不正行為（自己剽窃）となります。著作権の侵害にもなり得ますので、ご注意ください。適切に引用元を明示すれば問題ありません。

※博士論文のリポジトリ登録に関する『よくある質問』はこちらのQRコードから。
権利関係の事例等も紹介しています。

